

平成２８年度 東京都と東京都生活協同組合連合会との協働事業に関する協定書

東京都を甲とし、東京都生活協同組合連合会を乙とし、甲乙間において、次の各条項により協定を締結する。

（目的）

第１条 甲及び乙は、「東京都消費者教育推進計画」（平成２５年８月策定）を踏まえ、重点的に取り組む世代としている高齢者を対象に、乙に加盟する生活協同組合のネットワークを活用し、講演会等を実施する。本事業の実施により、消費者被害の未然・拡大防止を図るとともに、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について、都民の理解及び関心を深める。

（協定期間）

第２条 平成２８年７月１日から平成２９年３月３１日まで

（事業内容）

第３条 甲及び乙は、高齢者を対象とした講演会等を実施する。なお、実施に当たっては地域の消費者団体等関係団体間の連携を強化するため、目的に賛同する団体等と協働で実施する。

（業務分担）

第４条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（１） 甲の業務分担

- ア 事業の進捗管理
- イ 参加区市町村との調整
- ウ 講演会等の運営上のアドバイス
- エ 東京くらしＷＥＢ等を活用した都民への広報
- オ その他、甲が必要と認めること。

（２） 乙の業務分担

- ア 甲及び地域の消費者団体等関係団体との連絡調整
- イ 地域の消費者団体等関係団体との事業内容に関する調整
- ウ 講演会等の開催並びに周知用チラシ・ポスター・啓発グッズ及び配布資料の作成
- エ 乙のホームページ掲載等による都民への広報
- オ 東京都への実績報告（講演会等開催後その都度）
- カ その他、乙が必要と認めること

（３） 甲乙の共同実施

- 講演会等の企画及び立案

２ 前条に規定する事業内容又は前項に定める業務分担について変更を要する場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の分担)

第5条 事業に関する経費は、甲の分担金及び乙の事業費をもって充てる。

2 甲の分担金は600,000円とし、乙の請求に基づき、甲が乙に対して支出する。

3 甲の分担金は、講師料、会場費、看板代、保育料及び周知用チラシ・ポスター、啓発グッズ作成に関わる費用に限り支出する。

4 乙は、次の経費を負担する。

(1) 地域の消費者団体等関係団体との事業内容等調整会議に要する経費

(2) その他事業実施に当たり必要な連絡調整等諸経費

(分担金の減額)

第6条 甲は、前条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、分担金を減額することができる。

(1) 乙が、第4条第1項第2号に記載の業務のうちの全部又は一部を実施しなかったとき。

(2) 乙が、この協定書に反して事務を処理したとき。

(経理)

第7条 乙は、協働事業に係る収入及び支出を明らかにするために帳簿を調べ、証拠書類を適正に管理し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査)

第8条 甲は、必要に応じて協働事業に係る収入及び支出の内容について、乙が管理する経理処理内容を調査できるものとし、乙は、甲が行う調査に対応し協力しなければならない。

(報告)

第9条 事業が終了したときは、乙は、速やかに事業報告書及びその他甲が必要と認める書類を甲に提出する。

(分担金の額の確定)

第10条 甲は、前条の規定による事業報告書の提出を受けた場合において、その内容を精査し、適正と認めたときは、分担金の額を確定する。

(解除)

第11条 甲は、乙の事業執行上、甲の協働事業としてふさわしくない行為があったとき及び乙の代表者、役員又はその他の職員に暴力団員等に該当する者があったときは、この協定を解除することができる。

2 前項の規定に基づき、甲がこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(分担金の返還)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて分担金の返還を命じる。

(1) 甲が第6条の規定により分担金を減額した場合において、既に乙にその額を超える分担金が支出されているとき。

(2) 甲が前条の規定により協定を解除した場合において、既に乙に分担金が支出されているとき。

(延滞金及び違約加算金)

第13条 甲が前条の規定により乙に分担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、乙は、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

2 甲が前条第2号の規定により乙に分担金の返還を命じた場合においては、乙は、その命令に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付する。

(延滞金及び違約加算金の計算)

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 甲が前条第2項の規定により乙に加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てるものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲と乙において共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。

3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

4 甲又は乙の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

5 甲又は乙の一方が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該他方に文書で報告する。

6 甲及び乙は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等あらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

(印刷物の承認)

第16条 乙は、甲の共催名義を入れて印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第17条 その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年7月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事代理 副知事 安藤 立美

東京都新宿区北新宿4丁目8番16号
北新宿君嶋ビル8階
東京都生活協同組合連合会 北新宿事務所
乙 東京都生活協同組合連合会
代表者 代表理事 伊野瀬 十三